

NPO 成年後見横浜やまびこの歩み

● NPO 成年後見横浜やまびこは、2004 年に横浜市自閉症児・者親の会と、横浜やまびこの里保護者会（現在は家族の会 やまびこみらい） 合同で設置したワーキンググループからスタートしました。

● ワーキンググループは、親亡き後の知的障害者の安心できる生活を保障するために、成年後見制度をどのように活用すべきかなどについて検討を重ね、2010 年 12 月、NPO 法人の認証を得ています。

● その後、成年後見制度に関する講習会、親族が後見人となるための後見開始申立の相談や支援、NPO 内部で後見実務者養成の研修会などを実施。

● このような活動を重ねる中で、2015 年に横浜家裁より第 1 号の後見人を受任、今日に至っています。現在、家裁への後見開始申立や、当 NPO への成年後見人依頼の相談が増えています。

成年後見の講習会



NPO 会員を募集しています！

- 障害者の福祉に関心のある方、当NPOの趣旨に賛同してくださる方なら、どなたでも大歓迎です。
- 入会希望の方は 045-651-6260 までお電話を！
年会費は3,000円です。

成年後見業務担当者も募集中！

社会福祉士、行政書士等の資格がなくても大丈夫です。障害者の福祉に関心があり、パソコンの初歩的な操作ができる方なら OK です。

成年後見人の養成は NPO が責任を持って行います。NPO で作成したテキストを使い研修します。

- 応募したい方は 045-651-6260 までお電話を！



連携する団体

- 横浜市自閉症児・者親の会（会員 約 560 名）
- 家族の会 やまびこみらい（会員 約 200 名）

パンフ発行日：平成 30 年 10 月 1 日

知的障害者の成年後見事業に取り組む

特定非営利活動法人（NPO）

成年後見 横浜やまびこ



K.Kさん（鶴見区）

NPO 成年後見横浜やまびこ

（法務局会社法人等番号 0200-05-00952）

- 事務所 横浜市中区新港2-2-1

横浜ワールドポーターズ 6 階
NPO スクエア内

- 電話 045-651-6260

- ホームページ

<http://npoyamabiko.org>

- 代表理事 伊藤武洋（弁護士）

- 会員 26 名（H30.6.1 現在）

相談⇒成年後見開始までの流れ

相談

- 本人と保護者の状況を考え、成年後見を利用するかどうか、まず家族内で相談をします。**当NPOも相談に応じています。**
- 誰が申立人になるか、誰に後見人をお願いするか決めます。

申立て

- 家庭裁判所から後見開始申立書一式を入手します。作成する書類は多数ありますが、**当NPOでは申立書と付属書類作成についての助言・支援も行っています。**
- 必要な書類が揃ったら、書類一式を家庭裁判所に持参または郵送し、担当職員と相談して面接日程を決めます。

調査・面接

- 家庭裁判所職員が、提出された書類を事面接前にチェックします。
- その後、申立人と後見人候補者が家庭裁判所に呼ばれ詳しい事情を聞かれます。

審理・審判

- 担当裁判官が提出書類、面接結果、診断審判書等の内容を検討し、後見（保佐・補助含む）が必要と判断したときは、後見開始の審判と後見人の選任を行います。

登記

- 成年後見人等が審判書を受領してから2週間以内に誰からも異議申立がなければ審判が確定し、その旨が法務局に登記されます。

後見開始

- 登記が終了してから後見人等の業務を開始します。後見人等は本人の収支を確認して年間の収支計画を立てます。また、本人が利用している施設、区役所等と連絡調整します。

知っていますか？

後見・保佐・補助のちがい

成年後見（任意後見除く）には本人の判断能力の状況により後見・保佐・補助の3類型があり、成年後見人等の業務もそれぞれ異なっています。

●後見の判断能力（目安）

日常的に必要な買い物や金銭管理ができない状態の方。

●後見人の業務

後見人は本人に代わって入所・入院等の契約を結んだり、預金等の財産を管理（代理権）し、もし本人に不利益となる契約や財産の処分が行われたときは、それを取り消すなどして（取消権）本人の利益と権利を守ります。

●保佐の判断能力（目安）

日常的に必要な買い物くらいは一人でできるが、自動車の購入や自宅の増改築などはできない方。

●保佐人の業務

家庭裁判所が定めた代理権の範囲の事項（民法13条の所定の行為）は本人に代理して行う（代理権）が、それ以外の行為は本人の意思を尊重して不利益にならないように見守ります。また、本人が単独で物品購入や契約を行ったときは取消権を行使できます。

●補助の判断能力（目安）

不動産の売買や自宅の増改築などは自分でできるかもしれないが、本人のためには誰かに代わってやってもらった方がよいと思われる方。

●補助人の業務

申立て時に定めた事項及び民法13条の行為の一部のみは代理権・取消権を有するが、それ以外の行為については本人の意思を尊重し、本人を支援します。

成年後見についての相談

もっとも多いのはこんな相談です！

NPO成年後見横浜やまびこでは、横浜市自閉症児・者親の会会員や、家族の会やまびこみらい会員などから、成年後見に関する相談を受けています。

相談窓口：045-651-6260 平日：9:00～17:00

●最近病弱になったので今までのように子供の世話ができなくなった。将来が心配なので兄弟を成年後見人にしたい。どのような手続きをするのか、費用はどれくらいかかるのか、後見人になったらどのような活動をするのか教えてほしい。
(70代後半の男性)

●今は元気なので自分が子供の後見人になりたい。しかし、自分が病弱になったとき、さらに自分の死後、**自分に代って後見人になる者がいない。**そのときはどうなるのか？
(60代後半の男性)

●施設入所者の父で奥さんに先立たれた方がいる。最近病弱で自宅への送迎もできなくなり、認知症状も見られるようだ。**後見人を付けるように説得したい。どうすればよいのか？**NPOも協力してほしい。
(施設職員)

●親である父がまず後見人になった。毎年、家庭裁判所に後見人としての報告書を義務づけられているが、最近報告書の内容が細くなり、報告書作成で苦勞している。**報告書作成の講習会を開いてほしい。**
(60代後半の男性)